

東京2020オリンピック聖火リレー奈良県ルート 選定等支援業務にかかる委託事業者募集要領

1. 適用

この要領は、「東京2020オリンピック聖火リレー奈良県ルート選定等支援業務」を委託する事業者を選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定める。

2. 一般事項

(1) 委託業務名

東京2020オリンピック聖火リレー奈良県ルート選定等支援業務委託

(2) 事業目的

東京2020オリンピックの奈良県聖火リレーについて、県内ルート案等の作成支援及び（仮称）東京2020オリンピック聖火リレー奈良県実行委員会の運営支援等を行い、本県独自の魅力を発信できる聖火リレーの実施を目指す。

(3) 委託内容

- ① 県内ルート及びセレブレーション会場の選定に係る基本方針案の作成支援
- ② 県内ルート案の作成支援
- ③ セレブレーション会場案の作成支援
- ④ Dayスケジュール案の作成支援
- ⑤ （仮称）東京2020オリンピック聖火リレー奈良県実行委員会の運営支援
- ⑥ 報告書の作成

(4) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月29日まで

(5) 委託料上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 企画提案書提出について

公募型により実施し、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する実行力等を「提案」を通して評価し、委託業者を選定する。事業の実施にあたっては、必ずしも委託業者の提案どおりに実施するものではない。

(7) 提案方法

単独提案によるものとする。

(8) 担当部署

奈良県くらし創造部 スポーツ振興課 スポーツ推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟2階

Tel : 0742-27-9863 Fax : 0742-23-7105
e-mail : sports@office.pref.nara.lg.jp

3. 募集する提案の内容

(1) 県内ルート及びセレブレーション会場の選定に係る基本的な考え方

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の示す聖火リレーコンセプト等を踏まえ、県内ルート及びセレブレーション会場の選定に係る基本的な考え方（本県の魅力を発信できるテーマ、理念）を提示すること。

(2) 県内聖火リレー（ルート、セレブレーション会場、Dayスケジュール）についての素案

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の示す聖火リレーコンセプト等や、上記①で定める基本方針案などを踏まえ、県内聖火リレーについての素案を複数（2案程度）提示した上で、各案を比較し、それぞれの長所及び短所をまとめること。なお、素案にはルート案、セレブレーション会場案及びDayスケジュール案を盛り込むこと。また、素案の作成にあたっては、過去大会の実績等に倣い、以下（ア）～（キ）を想定すること。

(ア) 実施日数

県内では2日間実施。

(イ) 走行距離

1人あたり約200メートル。

(ウ) 走行時間

1人あたり約3分。（ランナー交代に要する時間含む）

(エ) 総時間

日中にリレーを実施し、夕方にセレブレーションを実施する程度の時間を想定すること。（区間移動時間及び昼休憩含む）

(オ) 区間

(エ) 総時間に応じて、適切な区間数を設定すること。

(カ) 移動

区間の移動は、原則車両移動とする。

(キ) 開催日程及び前後の府県

開催府県	日程		
和歌山県	4月10日（金）	～	4月11日（土）
奈良県	4月12日（日）	～	4月13日（月）
大阪府	4月14日（火）	～	4月15日（水）

4. 提案者の資格

本件委託業務の受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 銀行の取引停止、又は差し押さえを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加資格停止措置、又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による奈良県競争入札参加有資格者であること。
- (9) 過去5年間(平成25年4月1日から平成30年3月31日までに完了した業務)に、この委託契約内容とほぼ同規模以上の、企画又は調査・分析業務に関する元請実績を有すること。
- (10) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員

をいう。以下同じ。)である。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
 - カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - キ 本契約に係る下請契約等にあたって、アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して請負契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (11) 契約締結後、契約の相手方が(10)アからキのいずれかに該当すると認められるとき、または、本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかった場合には、契約を解除することがある。なお、この場合、契約の相手方には損害賠償義務が生じる。

5. 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条）に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3) 本事業の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

6. 参加方法

参加を希望する場合は、参加意向申出書及び提案書をそれぞれの指定期限までに提出すること。提出方法は、持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、簡易書留等の確実な方法により、提出期限必着とする。

なお、提出された参加意向申出書等の内容、参加資格条件等について審査し、参加資格を満たさないと認められる場合等は非選定の通知を行う。

(1) 参加意向申出書（様式1～3）の提出

① 提出期間

平成30年7月12日（木）から7月19日（木）まで。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

② 提出場所

2. 一般事項 (8) 担当部署 に同じ

③ 提出書類

- ・参加意向申出書（様式1）
- ・参加資格調書（様式2）
- ・誓約書（様式3）

ただし、参加意向申出書の提出後に参加意向申出書の記載事項に変更が生じた場合には、参加意向申出書を提出した者は、参加手続き期間内に参加意向申出書記載事項変更届出書（様式1-2）を添えて、改めて参加意向申出書を提出しなければならない。

④ 参加意向申出書及び参加資格調書等にかかる選定結果の通知

県は、③により選定した結果を提案資格確認結果通知書（様式5）により、参加意向申出者に通知する。

⑤ 非特定理由の説明申請

選定されなかった提案者は、その理由の説明を求めることができる。説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、県へ書面により提出しなければならない。

県は、この書面の提出があった場合は、非選定・非特定理由説明書（様式8）により提案者に回答する。

(2) 提案書の提出

6. (1)④により提案資格者と選定された旨の通知を受けた者は、提出期間内に必要書類を提出すること。

① 提出期間

平成30年7月26日(木)から8月3日(金)まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

②提出場所

2. 一般事項 (8)担当部署 に同じ

③提出書類

1) 提案書(様式4 ただし添付資料は様式自由、A4用紙5枚程度) 10部

なお、原本以外の9部について、「参加社名」は記載しないこと。

業務の提案事項	
聖火リレーを通して奈良県独自の魅力を国内外に発信する工夫	(ア) 県内ルート及びセレブレーション会場の選定に係る基本的な考え方(本県の魅力を発信できるテーマ、理念) (イ) 県内聖火リレー(ルート、セレブレーション会場、Dayスケジュール)についての素案(2案程度)。

2) 業務実施体制(様式4-2) 10部

責任者及び担当者を明記し、各人の過去の業務実績、業務上の資格を記載すること。なお、原本以外の9部について、「参加社名」は記載しないこと。

3) 業務実績(様式2) 10部

上記4.(9)の業務実績内容を記載し提出すること。なお、原本以外の9部について、「参加社名」は記載しないこと。

4) 見積書(様式自由) 10部

経費見積額について契約上限額以下の有効な見積を評価対象とし、仕様書や提案内容に応じた経費内訳が示されていない見積を提案した提案者は、契約の相手方として特定しないこととする。なお、費用は委託者選定の評価項目とするとともに、契約の参考とする。また、原本以外の9部について、「参加社名」は記載しないこと。

5) 会社概要 1部

会社名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された会社概要書を提出すること。

7. 企画提案書の取り扱い

(1) 企画提案書等の著作権は提案者に帰属し、県は(2)のただし書きの場合、企画提案書等は無償で使用する権利を持つものとする。

(2) 企画提案書等は、本業務委託業者の特定以外に提案者に無断で使用しないものとする。ただし、委託業者として特定を行うために必要な範囲において、又は、公開等の際に複製を作成することがある。

8. 資料の配布について

(1) 配布資料

① 東京2020オリンピック聖火リレー奈良県ルート選定等支援業務委託にかかる委託事業者募集要領(本書)

②聖火リレー参考資料

(2)配布期間

平成30年7月12日（木）から7月20日（金）まで。ただし、担当部署における配布は、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

(3)配布場所

2. 一般事項 (8)担当部署 に同じ

なお、奈良県くらし創造部スポーツ振興課ホームページからも入手可能。

9. 質問及び回答

(1)受付期間

平成30年7月12日（木）から7月20日（金）まで。ただし、県の休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後4時までとする。

(2)質問方法

質問書（様式9）に質問内容を記入し、事前連絡の上、FAX又は電子メールにて送付すること。（審査の内容に関係しない簡易な質問内容を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。）

(3)提出場所

2. 一般事項 (8)担当部署 に同じ

(4)質問内容に対する回答

上記の受付期間内に受理した質問内容を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事業者宛に、平成30年7月25日（水）午後4時までにFAX又は電子メールで回答する。

10. 企画提案書の特定方法及び結果の発表について

(1)企画提案書の特定方法

県が設置した審査会が評価を行う。

(2)企画提案書を特定するための審査基準

(1)の審査会は、別紙1の「東京2020オリンピック聖火リレー奈良県ルート選定等支援業務委託にかかる事業者選定基準」に基づき評価を行い、最も評価の高い一事業者を最優秀提案者として特定する。

(3)ヒアリングの実施

(1)の審査会は、企画提案書を評価するにあたり、提案者から企画提案内容にかかるヒアリングを行う。提案者は、下記により提案内容のプレゼンテーションを行うこ

と。

①実施日程

平成30年8月7日（火）（後日、提案者に対し詳細を連絡する。）

②実施場所

奈良県奈良市内（後日、提案者に対し詳細を連絡する。）

③留意事項

- ・ヒアリング時間は質疑応答を含めて20分～30分程度を予定。
- ・ヒアリングの参加者は5名以内とする。

(4) 審査結果について

審査結果は、全提案者に通知する。

(2)により特定された提案者に対して、県は特定通知書（様式6）により通知するとともに、特定されなかった提案者に対して、非特定通知書（様式7）により通知する。

(5) 非特定理由の説明申請

(2)の審査の結果、特定されなかった提案者は、その理由の説明を求めることができる。説明を望む提案者は、非特定通知書の通知日から起算して5日（閉庁日を除く。）以内に、県へ書面により提出しなければならない。

県は、この書面の提出があった場合は、非選定・非特定理由説明書（様式8）により提案者に回答する。

11. 契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者とし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に基づき業務委託契約を締結する。

契約額は、提案書を参考に、最優秀提案者との協議により業務実施仕様書を確定した後に決定するものとし、契約に際しては、契約額での正式な見積書の提出が必要となる。なお、この協議が不調に終わった場合には、原則、審査において次点となった参加者を受託者として、同様の手続きを行うこととする。

12. 契約の不締結

最優秀提案者の特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

(1) 最優秀提案者の役員等が暴力団員であるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 最優秀提案者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

- (4) 最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 上記(3)及び(4)に掲げる場合のほか、最優秀提案者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約等に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがある。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければならない。

なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

また、提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、契約者に重大に瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合は、契約を解除し、委託先を変更することを妨げないものとする。

14. 留意事項

(1) 募集要領の承諾

参加申込者は、参加意向申出書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 一括再委託の禁止について

特定された委託業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しない。

なお、これらの書類については、本業務以外の目的では使用しない。

(4) 提案書の追加、修正等

提出された提案書の差替、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

(5) 提案書にかかる費用負担

提案書の作成、提出、ヒアリング等に要する費用は、各参加者の負担とする。

(6) 提案者の失格

参加意向申出書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

①上記4. 提案者の資格に定めた資格が備わっていないとき。

②複数の提案書を提出したとき。

③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。

④提出書類に虚偽又は不正があったとき。

⑤提案書等の受付期限までに所定の書類が揃わなかったとき。

⑥その他不正な行為があったとき。

(7) 入札参加停止措置の取扱い

提出書類の提出後、契約締結までの手続き期間中に参加者が入札参加停止措置の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託業者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。

(8) 提案の辞退

提出書類を提出した後に参加を辞退する場合は、速やかに「2 (8)担当部署」まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出をすること。

(9) 知的所有権の帰属

この委託業務の履行の過程で得られた資料、図表等の著作権その他の一切の知的所有権は奈良県に属するものとする。

(10) 募集及び契約の中止について

この事業の募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、県は損害賠償義務を負わないものとする。

(11) 進捗状況の報告及び協議

委託業務の履行の際には、1ヶ月ごとに業務の進捗状況を奈良県へ報告し、業務上で県の判断が必要な場合は随時協議のうえ進めるものとする。

(12) その他

その他の定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令並びに奈良県が制定する関係条例その他規則等に従うものとする。